

区民委員会報告資料

令和8年6月26日

報告事項件名	頁
1 国民健康保険料の外国人滞納者に係る東京出入国在留管理局との協力 要請制度の実施について	2

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和8年6月26日

件名	国民健康保険料の外国人滞納者に係る東京出入国在留管理局との協力要請制度の実施について										
所管部課名	区民部国民健康保険課										
内容	<p>国民健康保険料の外国人収納対策として、東京出入国在留管理局（以下「入管」という。）との協力要請制度（以下「協力要請制度」という。）を実施するため報告する。</p> <p>1 協力要請制度の概要</p> <p>(1) 区から入管へ外国人（永住者を除く。）の悪質滞納者の情報を月に一度の頻度でL G W A N回線（行政間ネットワーク）を通して提供する。 ※ 「利用及び提供の制限」を定める個人情報保護法第69条の規定に基づき、適切に実施する。</p> <p>(2) 当該滞納者が入管へ在留申請をした際、入管は保険料の納付を確認できる区発行の納付証明書の提出を要求する。</p> <p>(3) 入管は納付証明書の提出がない場合、原則在留申請を不許可とする。</p> <p>2 期待される効果</p> <p>在留申請における保険料納付の影響を意識させることで、外国人の自主納付に繋がる。</p> <p>3 23区の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="419 1137 1034 1240"> <thead> <tr> <th>実施済</th> <th>実施予定</th> <th>未実施</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10区</td> <td>2区</td> <td>11区</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「実施予定」は足立区を含む。</p> <p>4 実施時期</p> <p>令和8年7月から入管へ外国人滞納者情報の提供を開始する。</p> <p>5 入管との連携体制</p> <p>令和9年6月以降は「公共サービスメッシュ」を活用した滞納情報の連携*が全国一律で開始される予定であるが、収納率向上に向けた早期取組として、当該連携開始を待たず、協力要請制度を先行して実施する。</p> <table border="1" data-bbox="424 1615 1386 1872"> <thead> <tr> <th>令和8年7月～令和9年5月</th> <th>令和9年6月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「協力要請制度」 を活用した連携</td> <td>「公共サービスメッシュ」 を活用した連携に移行 〔外国人滞納情報が 自動的に入管へ共有〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ デジタル庁が運用する情報提供ネットワークシステムを活用して、入管が在留資格審査の際に、本人の同意を得た上で、外国人の納付情報を入手する仕組みである。</p> <p>※ 本人同意が得られない場合には、入管が国民健康保険料の納付証明書を本人に提出させるため、確実に納付状況を把握する仕組みとなっている。</p>	実施済	実施予定	未実施	10区	2区	11区	令和8年7月～令和9年5月	令和9年6月～	「協力要請制度」 を活用した連携	「公共サービスメッシュ」 を活用した連携に移行 〔外国人滞納情報が 自動的に入管へ共有〕
実施済	実施予定	未実施									
10区	2区	11区									
令和8年7月～令和9年5月	令和9年6月～										
「協力要請制度」 を活用した連携	「公共サービスメッシュ」 を活用した連携に移行 〔外国人滞納情報が 自動的に入管へ共有〕										